

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2005-506769(P2005-506769A)

【公表日】平成17年3月3日(2005.3.3)

【年通号数】公開・登録公報2005-009

【出願番号】特願2003-537313(P2003-537313)

【国際特許分類】

H 0 4 N 7/08 (2006.01)

H 0 4 N 7/081 (2006.01)

H 0 4 H 1/00 (2006.01)

H 0 4 N 7/16 (2006.01)

【F I】

H 0 4 N 7/08 Z

H 0 4 H 1/00 B

H 0 4 N 7/16 Z

【手続補正書】

【提出日】平成17年8月23日(2005.8.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

デジタル伝送システムでアプリケーションデータを映像番組ストリームに結合するためのデータ結合構成において、

- 異なる音声および映像ソースからの記録信号を単一の映像番組ストリームに結合するための処理手段(15)と、

- 選択された映像番組ストリーム内のアクティブエリアを定義するための動き追跡手段(16)と、

- 適切なアプリケーションデータを映像番組ストリーム内の対応するアクティブエリアにリンクするためのリンク手段と、

- トランスポートネットワーク(10)で映像ストリームを受信側に送信するための送信手段と、

を備えることを特徴とするデータ結合構成。

【請求項2】

前記送信手段が格納および転送手段(19)と、異なるデジタル映像番組ストリームおよびデジタルデータストリームを多重番組トランスポートストリームに多重化するための多重化手段(6)と、送信手段(9)とを含み、格納および転送手段(19)が異なるアプリケーション(20)からのアプリケーションデータを受け取り、適切なアプリケーションデータを多重化手段(6)に転送するように構成することを特徴とする請求項1に記載のデータ結合構成。

【請求項3】

前記動き追跡手段(16)はアクティブエリアの知識を、格納および転送手段(19)を介して前記多重化手段(6)に転送することを特徴とする請求項1又は2に記載のデータ結合構成。

【請求項4】

前記動き追跡手段(16)はアクティブエリアの知識を、システム情報テーブル(8)を介して前記多重化手段(6)に転送することを特徴とする請求項1又は2に記載のデータ結合構成。

【請求項5】

前記動き追跡手段(16)はアクティブエリアの知識を前記多重化手段(6)に直接転送することを特徴とする請求項1又は2に記載のデータ結合構成。

【請求項6】

前記格納および転送手段(19)がカルーセルユニット(25)と、一つまたはそれ以上のクライアントユニット(21)~(23)への接続を有するデータベースサーバ(24)とを持ち、データベースサーバ(24)がクライアントユニット(21)~(23)から情報を受け取り、クライアント情報を格納し、クライアント情報をカルーセルユニット(25)に転送し、かつカルーセルユニット(25)がアクティブエリアに対応する適切なアプリケーションデータを多重化手段(6)に転送するように構成することを特徴とする請求項2~5のいずれか一項に記載のデータ結合構成。

【請求項7】

前記格納および転送手段(19)はまた、データベースサーバ(24)およびカルーセルユニット(25)の両方を制御する自動化システム(26)をも持つことを特徴とする請求項2~6のいずれか一項に記載のデータ結合構成。

【請求項8】

選択された映像番組ストリーム内のアクティブエリアは、
- ロック点を選択し、
- ロック点付近でアクティブエリアを定義し、
- 動き追跡手段(16)を使用して選択された映像番組ストリームにおけるロック点およびアクティブエリアの動きを追跡することによって定義することを特徴とする請求項2~7のいずれか一項に記載のデータ結合構成。

【請求項9】

ロック点の動きは、相互に続くフレーム間の相違に基づいて算出することを特徴とする請求項8に記載のデータ結合構成。

【請求項10】

ロック点はベクトルにより定義することを特徴とする請求項8又は9に記載のデータ結合構成。

【請求項11】

ロック点は座標により定義されることを特徴とする請求項8又は9に記載のデータ結合構成。

【請求項12】

特定のロック点に対応するアクティブエリアは、ロック点に関連する関数または関数群として定義することを特徴とする請求項8~11のいずれか一項に記載のデータ結合構成。

【請求項13】

アクティブエリアはフレーム毎に更新することを特徴とする請求項8~12のいずれか一項に記載のデータ結合構成。

【請求項14】

アクティブエリアはX個のフレームに対して同一のままであり、X番目のフレーム毎に更新され、ここでXは整数であることを特徴とする請求項8~12のいずれか一項に記載のデータ結合構成。

【請求項15】

アクティブエリアのサイズおよび形状は、相互に近接して位置するロック点間の距離に依存することを特徴とする請求項8~14のいずれか一項に記載のデータ結合構成。

【請求項16】

アクティブエリアのサイズおよび形状は、相互に近接して位置するアクティブエリア間の距離に依存することを特徴とする請求項 8 ~ 14 のいずれか一項に記載のデータ結合構成。

【請求項 17】

前記データ結合構成は、

- 入来する映像ストリームを受信するための受信手段(48)と、
- 番組をユーザに提示するためのモニタリング手段(49)と、
- 受信手段(48)およびモニタリング手段(49)を制御するための制御手段(50)と、

をさらに備えることを特徴とする請求項 1 ~ 16 のいずれか一項に記載のデータ結合構成。

【請求項 18】

デジタル伝送システムでアプリケーションデータと結合された映像番組ストリームを提示するためのデータ提示構成において、

- アプリケーションデータが関連映像番組ストリームにリンクされ、かつ異なる映像番組ストリームが全て多重番組トランスポートストリームに多重化されて成るデジタル放送システムから、入来する映像ストリームを受信するための受信手段(48)と、
- 番組をユーザに提示するためのモニタリング手段(49)と、
- 受信手段(48)およびモニタリング手段(49)を制御するための制御手段(50)と、

を備えることを特徴とするデータ提示構成。

【請求項 19】

受信ユニット(48)およびモニタリングユニット(49)は一つのユニットとして結合することを特徴とする請求項 18 に記載のデータ提示構成。

【請求項 20】

受信ユニット(48)、モニタリングユニット(49)、およびユーザ制御装置(50)は一つのユニットとして結合することを特徴とする請求項 18 に記載のデータ提示構成。

【請求項 21】

前記データ提示構成はまた、トランスポートネットワーク(52)でユーザからサービスプロバイダ(53)へ情報を送信するための送信手段(51)をも含むことを特徴とする請求項 18 に記載のデータ提示構成。

【請求項 22】

前記制御装置(50)は、送信ユニット(51)を制御するためにも使用されることを特徴とする請求項 21 に記載のデータ提示構成。

【請求項 23】

送信ユニット(51)は、ユーザからサービスプロバイダ(53)へ商取引要求を送信するように装備することを特徴とする請求項 21 又は 22 に記載のデータ提示構成。

【請求項 24】

送信ユニット(51)は、サービスプロバイダ(53)からユーザへの確認を受信するように装備することを特徴とする請求項 21 ~ 23 のいずれか一項に記載のデータ提示構成。

【請求項 25】

受信ユニット(48)、モニタリングユニット(49)、および送信ユニット(51)は一つのユニットとして結合することを特徴とする請求項 21 ~ 24 のいずれか一項に記載のデータ提示構成。

【請求項 26】

受信ユニット(48)、モニタリングユニット(49)、ユーザ制御装置(50)、および送信ユニット(51)は一つのユニットとして結合することを特徴とする請求項 21 ~ 24 のいずれか一項に記載のデータ提示構成。

【請求項 27】

前記モニタリングユニット(49)は、可動カーソル(55)を備えたスクリーンディスプレイ(54)、(57)と、カーソル位置検出用の手段とを持つことを特徴とする請求項18~26のいずれか一項に記載のデータ提示構成。

【請求項 28】

入来する多重番組ストリームが、モニタリングユニット(49)用の可動カーソル(55)を生成するために使用されるアプリケーションをも含むことを特徴とする請求項27に記載のデータ提示構成。

【請求項 29】

前記可動カーソル(55)はユーザ制御装置(50)により制御することができることを特徴とする請求項27又は28に記載のデータ提示構成。

【請求項 30】

入来する多重番組ストリームは、デジタル映像番組内の選択されたロック点の動きを常に追跡し、かつロック点に関連するアクティブエリアの位置をカーソルの移動と常に比較するために使用されるアプリケーションをも含むことを特徴とする請求項27~29のいずれか一項に記載のデータ提示構成。

【請求項 31】

前記スクリーンディスプレイ(54)、(57)は一組の選択ボタン(56)を有しており、前記選択ボタン(56)はユーザ制御装置(50)により制御することができることを特徴とする請求項30に記載のデータ提示構成。

【請求項 32】

定義されたアクティブエリアにカーソルを移動させたときに、第一のデータアプリケーションが自動的に始動することを特徴とする請求項30又は31に記載のデータ提示構成。

【請求項 33】

データアプリケーションは最初にユーザに確認プロンプト(58)を示し、ユーザがデータアプリケーションを続行することを希望することをユーザ制御装置(50)で確認するようにユーザに要求することを特徴とする請求項30~32のいずれか一項に記載のデータ提示構成。

【請求項 34】

データアプリケーションは、選択されたアクティブエリアに関連する情報(59)を示すことを特徴とする請求項30~33のいずれか一項に記載のデータ提示構成。

【請求項 35】

データアプリケーションはユーザに選択ボタンを表示することを特徴とする請求項34に記載のデータ提示構成。

【請求項 36】

データアプリケーションは製品の購入を確認する選択ボタン(60)、(64)を示すことを特徴とする請求項35に記載のデータ提示構成。

【請求項 37】

映像ストリームをデータと結合するための方法において、
- 映像ストリームにおける入来デジタル映像番組の単一画像でロック点を選択するステップ(69)と、
- 選択されたロック点に対しアクティブエリアを定義するステップ(70)と、
- アクティブエリアに対しデータおよびアプリケーションを定義するステップ(71)と、
を含むことを特徴とする方法。

【請求項 38】

前記方法は、
- データおよび映像番組をトランスポートネットワーク(10)で受信側に送信するステップ(66)と、

- データおよび映像番組を受信側で受信するステップ(67)と、
 - データおよび映像番組ストリームをユーザに提示するステップ(68)と、
- をさらに含むことを特徴とする請求項37に記載の方法。

【請求項39】

- 結合された映像ストリームとデータを提示するための方法において、
- データサービスが存在することをユーザに告げるステップ(72)と、
 - カーソルの位置を検出し(73)、カーソルの位置と、多重番組トランスポートストリームで受信したアプリケーションによって検出されたアクティブエリアの位置とを比較するステップと、
 - カーソルがアクティブエリアにあることが検出されたとき(74)に、データアプリケーションからの検索データを提示するステップ(75)と、
- を含むことを特徴とする方法。

【請求項40】

- カーソルがアクティブエリアにあることが検出されたとき(74)に、
- データサービスが存在することがユーザに告げられ(72)、
 - ユーザ承認が検出され(77)、
 - データアプリケーションからの検索データが提示される(75)
- ことを特徴とする請求項39に記載の提示方法。

【請求項41】

- デジタル伝送システムで商取引を実行するための方法において、
- データサービスが存在することをユーザに告げるステップ(72)と、
 - カーソルの位置を検出するステップ(73)と、
 - カーソルがアクティブエリアにあることが検出されたとき(74)に、データアプリケーションからの検索データを提示するステップ(75)と、
 - ユーザが商取引を実行するステップ(78)と、
- を含むことを特徴とする方法。